(仮訳)

「英ポンドおよび円 LIBOR の 6 つのテナーを対象としたベンチマーク規制 Article 23D の決定の提案に係る市中協議」に対する回答

日本円金利指標に関する検討委員会

「日本円金利指標に関する検討委員会」(以下、検討委員会)は、英国金融行為規制機構(以下、FCA)が英ポンドおよび円 LIBOR の 6 つのテナーの秩序ある廃止を実現するために Article 23D(2)の権限を行使するとの提案に対して、市中協議を通じてコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

検討委員会は、Article 23D の権限行使が円 LIBOR の秩序ある廃止に寄与し得ると 考えており、市中協議で示された FCA の提案を支持する。

シンセティック LIBOR のメソドロジーに関して、我々は、フォワード・ルッキングなターム物リスク・フリー・レート(以下、RFR)に、対応する LIBOR テナーと RFR との差分の過去 5 年中央値を加えたものが、LIBOR 指標の期待値の合理的かつ公平な近似を実現するのに適切であるという考えに賛成する。

2021 年 4 月には、QUICK ベンチマークスが東京ターム物リスク・フリー・レート(以下、TORF)の公表を開始し、フォワード・ルッキングなターム物 RFR が円市場において利用可能となった。我々は、TORF がシンセティック円 LIBOR を算出する上で適切な要素の1つであるという FCA の考えに同意する」。我々はまた、ISDA スプレッド調整が、グローバルに幅広い市場参加者や各国検討体、当局から多数の支持を得ていると認識しており、銀行信用リスクと流動性コストを反映するのに最も公平かつ頑健な手法であるという考えに同意する。

検討委員会は、市場参加者が、関連する各国検討体や当局から示されたマイルストーンに沿って、2021 年末までに移行又は頑健なフォールバック条項の導入を通じて既存契約・商品に関する移行対応を積極的に進めるべきと考えている。しかしながら、マイルストーンの実現において不可避な遅延が生じ得る潜在的なリスクや不確実性は存在する。検討委員会は、シンセティック円 LIBOR がこうしたリスクや不確実性に備えるセーフティネットになるものと考えている。これまでに真に円 LIBOR からの移行が困難な既存契約は確認されていないが、検討委員会では、引き続き、幅広い市場参加者と密接に協力しつつ、タフレガシーの性質についての考察を深めていく。

検討委員会は、FCA が、今後も一連の市中協議を通じて、関連する各国検討体、当局および市場参加者の関与を継続して求めることを希望する。

以上

¹ TORF の日数計算は実日数/365 である一方、円 LIBOR は実日数/360 である点を考慮する必要がある。